

…健康診断や人間ドック・各種健診等を受診された方限定！…

1年に1度
健康診断を
受診しましょう♪

ひだかしんきん 健康サポート預金



各種健康診断等の受診で店頭金利に

年**0.200%**上乗せ

取扱期間：令和6年8月1日(木)～令和7年7月31日(木)

ご利用いただける方

個人または個人事業主の方で概ね1年以内に「特定健診」「健康診断(各種健診含む)」「人間ドック」等を受診された方

取扱商品

定期預金(1年・自動継続) / 定期積金(1年以上5年以内)

金利

お預け入れ日の店頭金利に 年 0.200% 上乗せいたします。

〈参考〉令和6年8月1日現在の店頭金利
1年もの定期預金・3年未満定期積金店頭金利：年0.025%
3年以上定期積金店頭金利：年0.150%

確認書類

「受診証明書」「領収書」等、健康診断等の受診が確認できる書類をご提示いただきます。

その他

- 満期後の定期預金は、継続日における店頭金利でのスーパー定期預金として自動継続されます。
- 詳しくはチラシ裏面をご確認いただくか、窓口までお問合せください。

＼ひだかしんきんが皆さまの健康で豊かな生活をサポートします！／



お申込み・お問い合わせはお近くのひだかしんきん窓口へお気軽にご相談ください。

まごころ ふれ愛
日高信用金庫

これまでも これからも このまちで

<http://www.shinkin.co.jp/hidaka>



本店営業部 ☎0146-22-4111 様似支店 ☎0146-36-2341 堺町支店 ☎0146-22-5611
静内支店 ☎0146-42-1531 えりも支店 ☎01466-2-2311 札幌支店 ☎011-200-7070
三石支店 ☎0146-33-2311 広尾支店 ☎01558-2-3161

ひだかしんきん「健康サポート預金」商品説明書 令和6年8月1日現在

項目	内容
募集期間	・令和6年8月1日(木)～令和7年7月31日(木)
取扱店	・全店舗にてお取扱いします。
ご利用頂ける方	・個人および個人事業主の方で、特定健診、健康診断(各種健診含む。)、後期高齢者医療健康診査、人間ドックを預入日の概ね1年以内に受診していることが条件となります。 ※ ご加入されている保険(国民健康保険・社会保険等)に制限はありません。
利率	・健康診断等を受診された方へ、店頭表示利率に0.200%上乗せ(税込み)いたします。 ※【定期預金】自動継続後の利率は、継続日における店頭に表示する当金庫所定の利率を適用します。 ※【定期積金】契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
必要書類・確認事項	・健康診断(各種検診含む。)、特定検診、後期高齢者医療健康診査、人間ドックのいずれかを概ね1年以内に受診していることを、受診機関から発行されている書類等により確認させていただきます。 ※ 確認書類の写しを徴求させていただきます。 <<必要書類の例>> i. 受診機関が発行する「受診証明書(仮称)」 ii. 領収書(受診した検診名等が記載されているもの) ※領収書に検診名等の記載がない場合は、医療保険者から発行されている「受診券」、「受診案内」等を併せてご提示いただく場合もあります。 iii. 上記i、iiの書類のご用意が困難な場合は、「診断結果」等のご提示により確認することも可能です。 ※「診断結果」等、お客様の身体的な情報、病歴などが記載されている書類については、当該書類の写しを徴求いたしません。 ※ 上記の書類のご用意が困難な場合は、当金庫窓口へご相談ください。
期限前解約時のお取扱い	この預金は期限前解約ができません。やむを得ず期限前に解約する場合は、解約日における当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営管理部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0120-078-390)にお申し出ください。
紛争解決措置	札幌弁護士会(電話:011-251-7730)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部コンプライアンス課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。か東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課へお問い合わせ下さい。
その他の事項	・当金庫の金利情報は、店頭備付の金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。 ・この預金は、預金保険制度の対象商品です。 ・その他、ご不明な点については、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。
項目	内容
商品名称	・健康サポート定期預金
ご預金の種類	・お預入期間が1年ものスーパー定期預金(自動継続)となります。
お預入条件	・新規お預入のほか、要求性預金、既存定期性預金満期金からのお預入も可能です。 ・本預金は、総合口座によるお預入はできません。
お預入金額	・1口10万円以上、100万円以内となります。 ※ 預金者一人当たりの預入限度額は総額100万円以内となります。 ※ 100万円以内であれば複数口のお預入も可能です。
お利息	・この預金のお利息は単利、日割計算の方法で計算します。 ・お利息は、あらかじめご指定された次の方法によりお支払いいたします。 ①満期日にご指定の口座へ入金する ②満期日に元金に組み入れて継続する
税金	・20.315%の源泉分離課税(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) ・マル優制度をご利用できるお客様は、非課税とすることができます。
その他の事項	・この定期預金は証書式または通帳式によりお預入れいただけます。ただし、総合口座の担保定期とすることはできません。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。
項目	内容
商品名称	・健康サポート定期積金
ご預金の種類	・定期積金となります。
ご契約期間	・1年以上5年以内となります。
お預入条件	・新規ご契約のほか、既存の定期積金満期金からのご継続商品としてもご利用いただけます。
お預入金額	・一口あたりの掛金は、毎月1,000円以上となります。 ※ 原則、口座振替での掛込に限定します。
ご契約金額	・12,000円以上、1,800,000円以内(給付補てん備金除く)となります。 ※ 一人当たりの契約金額の上限は1,800,000円以内となります。
払戻方法	・満期日(休日の場合は翌営業日)以降に、一括して給付契約金をお支払いします。 ・給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	・給付補てん金には20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・マル優制度はご利用できません。
その他の事項	・この定期積金は、総合口座の担保とすることはできません。 ・契約時に証書表示する約定年利回りを満期日まで適用します。